

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について (土壌汚染等対策基準の見直し)

1 概要

- 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「条例規則」という。）において、特定有害物質の種類及び土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準、土壌含有量基準、地下水基準）が定められている。
- 条例で定める「土壌汚染等対策基準」は、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の有無を判断する基準であり、現在、土壌汚染対策法に定める基準と同じとしている。
- 「1・2-ジクロロエチレン」については、地下水中でシス体とトランス体が共存する状況が見られること等から平成 21 年 11 月、環境基本法に定める地下水環境基準が「シス-1・2-ジクロロエチレン」から「1・2-ジクロロエチレン」に見直された。また、トランス体による土壌汚染が確認されている状況を踏まえ、中央環境審議会において土壌汚染による人の健康被害に係るリスク等の検討がなされた結果、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質も「シス-1・2-ジクロロエチレン」から「1・2-ジクロロエチレン」に見直され、法に定める土壌溶出量基準、第二溶出量基準及び地下水基準が下表のとおり定められた。（平成 30 年 9 月 28 日土壌汚染対策法施行令改正、平成 31 年 1 月 28 日土壌汚染対策法施行規則改正、平成 31 年 4 月 1 日施行。）
- このため、条例施行規則で定めている特定有害物質の種類についても、現行の「シス-1・2-ジクロロエチレン」に「トランス-1・2-ジクロロエチレン」追加した「1・2-ジクロロエチレン」とするとともに、当該物質の土壌汚染等対策基準を設定する必要がある。

1・2-ジクロロエチレンに係る土壌汚染対策法で定める基準

土壌溶出量基準	0.04 mg/L 以下
地下水基準	0.04 mg/L 以下
第二溶出量基準	0.4mg/L 以下

※1 土壌溶出量基準

汚染土壌から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定。条例上は、施行規則で規定。

※2 地下水基準

地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定。条例上は、施行規則で規定。

※3 第二溶出量基準

措置を講じる際に、一定の制限がなされる基準。条例上は、土壌汚染等対策指針で規定。（例：「原位置封じ込め」を実施する際は、第二溶出量基準に適合させた上で施工する。）

2 土壌汚染等対策基準設定の基本的考え方

- ① 「土壌汚染等対策基準」の設定にあたっては、十分な科学的根拠に基づいている必要があり、土壌汚染対策法の基準は、上記のとおり中央環境審議会でも十分な検討がなされている。
- ② 平成 15 年の愛知県環境審議会地盤環境部会において、国が基準を設定する際には、中央環境審議会でも科学的知見に基づいて十分な検討がなされていること等を勘案し、「土壌汚染等対策基準」は土壌汚染対策法に定める基準と同じ基準値を設定することが適当であるとされた。
- ③ よって、条例施行規則で定められている特定有害物質の「シス-1・2-ジクロロエチレン」を法と同様に「1・2-ジクロロエチレン」とするとともに、当該物質の「土壌汚染等対策基準」についても、土壌汚染対策法で定める基準と同じとしたい。

土壤汚染等対策基準等（案）

特定有害物質の名称		土壤汚染等対策基準（条例施行規則第37条）			愛知県土壤汚染等対策指針
		土壤溶出量基準 (mg/l) 規則別表第16	土壤含有量基準 (mg/kg) 規則別表第17	地下水基準 (mg/l) 規則別表第18	第二溶出量基準 (mg/l) 指針別表第1
第1種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	0.3 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下
第2種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.005 以下、かつアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下
第3種特定有害物質 (農薬等)	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下
	PCB	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下

※第二溶出量基準については、条例第38条で定める土壤汚染等対策指針の別表1に定められており、土壤汚染等対策基準と同様に見直しを行う。